

豊中市立中学校の部活動に係る方針にかかる教職員の部活動への関わりについて

主旨

豊中市立中学校の部活動に係る方針では、「部活動は、教職員が自主的に行うものである。また、部活動は教育課程外の学校教育活動であることから、部活動を教職員が担当するか否かは教職員の自由意思によるものである。よって校長が職務命令を出すことはできない。また、部活動は学校全体の職務に支障がないようにしなければならない。」としている。これを踏まえ、教職員の部活動への関わりについての基本的な守るべき事項を以下の通り定めるものとする。

1、部活動顧問のとらえ方について

・部活動顧問については、「方針」に則って、部活動を教職員が担当するか否かは教職員の自由意思によるものである。ただし、部活動顧問として部活動に従事する教職員のサービスの取扱いや福利厚生面においては他の公務と同様に扱うものである。

2、部活動に教職員が関与する場合に校長が守るべき事項（注1、注2を参照）

部活動への教職員の関わりは、あくまで自由意志であることに則って、以下のように取り扱うこととする。

▼部活動顧問を教職員が担う場合は、校長から意向調査をかけ、申し出により決定する。その際、個々の教職員の自由意志を尊重する。校長は個々の教職員が強制的又は半強制的に部活動顧問を引き受けるような学校環境にしないこと。

▼個々の部活動について顧問の引き受け手がない場合は、校長は当該部活動の生徒の加入状況を考慮し、部活の存続も含めて検討すること。それでも部活動顧問の依頼が必要な場合は、市教委への部活動協力者の要請も検討したうえで解決を図ること。その際、個々の教職員の自由意志を尊重すること。

▼平日の部活動における教職員の関わりは、原則勤務時間内とする。ただし、練習試合や公式戦、コンクール前であって校長がやむを得ないと認める場合は、部活動顧問が校長あてに部活動時間の延長を願い出たうえで延長することとする。その際、校長は必要に応じて教育委員会に報告しなければならない。

▼顧問を引き受けた教職員は本方針に従って生徒の指導を行うが、部活動は教育課程外の学校教育活動であることを鑑み、特定の生徒や部活動に対する特例的な取り組みは厳に慎むよう校長は部活動顧問を指導・監督すること。

注 1)

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（平成31年1月25日（中央教育審議会答申）」では、部活動の現状について「現状では、ほとんどの中学校及び高等学校で部活動が設置され、実態として、多くの教師が顧問を担わざるを得ない状況である。教師の中には、部活動にやりがいを感じている者もいる一方で、競技等の経験がなく部活動の指導に必要な技能を備えていない教師等が部活動の顧問を担わなければならない場合には負担を感じている」と記載されている。このことは本市でも同様のことが言える。

注 2)

『公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法給特法』の第6条第1項において「教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする。」とされており、この「政令で定める基準に従い条例で定める場合」として、教職員に対し時間外勤務を命ずることができるのは、以下のとおりに府勤務時間条例第11条により定められている。

- ① 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- ② 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- ③ 職員会議に関する業務
- ④ 非常災害などに児童・生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

*上記「限定4項目」の場合であっても、臨時又は緊急やむを得ない必要があるときに限る。

（「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」及び「府勤務時間条例」より）